

3月9日予算委員会 質問要旨

日本維新の会 柴田 巧

- 1、中国国内での経済活動が再開されつつある今こそ、入国禁止措置の対象を中国全土はじめ感染が深刻な国・地域へ拡大すべきであるが、総理の所見を問う。
- 2、治療薬がなく、入院治療が長引くため、重症者や基礎的疾患のある人を優先的に入院させて治療に当たる制度、仕組みの構築が不可欠である。新型コロナウイルス肺炎による死亡者を少しでも減らすために、トリアージを徹底しなければ、医療崩壊につながりかねない。このため特措法改正にあたり、新型コロナウイルス感染による患者に関して医療機関が強制的にトリアージできるようにする仕組みを書き込むことはできないのか総理に問う。
- 3、学校の休校を終了し、授業を再開する要件はどのように考えているのか、その際に国民を納得させるロジックは用意しているのか、総理に問う。
 - ・学校の一斉休校を要請した際には、その理由と必要性が国民には十分に理解されず、混乱が生じるとともに、多方面に大きな影響を与えている。
- 4、一斉の臨時休校の要請に伴う働く人への休業補償について、雇用調整助成金に加えて、フリーランス等にも漏れなく直接給付するスキームを構築すべきであるがどうか。またその際、約5兆1600億円（平成30年決算ベース）ある労働保険特会雇用勘定積立金を積極活用すべきであるが、併せて総理の所見を問う。
 - ・労働保険特会には約14兆5000億円の積立金があり、将来に備えた労災勘定の責任準備金等を除いても雇用勘定に巨額の積立金がある。今こそ活用すべきではないか。
- 5、総理は2月26日に「この1~2週間が感染拡大防止に極めて重要だ」として、イベントの自粛要請を行った。あれから10日余りが経過したが、現在もなお瀬戸際にあると認識しているのか否か、また、もし未だ瀬戸際だとすれば、さらに自粛要請を延長することになるのか併せて総理に問う。
- 6、新型コロナウイルスの蔓延防止のために一定規模以上のイベント等について中止命令や指示を行う法的根拠を創設し、当該命令等に従い経済的不利益を受ける者への補償的な措置を講じるべきであるが、総理の所見を問う。